

(1) 活動経費補助について

1 補助対象団体

①「中学校部活動（休日の部活動を地域展開していない部活動に限る）」とは？

→中学校部活動から土・日・祝日の活動を地域展開したクラブを除く、平日のみ活動している運動部活動、または、文化部活動。

※文化部活動は令和8年9月末までに休日の活動を地域移行することとしているため、部活動として申請するか、地域展開した後に申請するかどちらか一方とする。

②「社会体育団体等」とは？

→社会体育団体、またはそれに準ずる文化活動団体。地域の行事に参加するなど、地域社会で公に活動する団体で、いわゆる教室での習い事は除く。

2 補助対象経費

①保護者が負担する「大会出場経費」にはどういったものが含まれるのか？

→大会出場にかかる下記の経費

※ただし部員にかかる経費のみとし、指導者や引率者にかかるものは除く。

- ・ 交通費（ガソリン代、有料道路料金、バス借り上げ料、駐車場代など）
- ・ 宿泊費（宿泊に伴う飲食代は除く）
- ・ 大会やコンクールの参加料
- ・ 出場にかかる用具や楽器の運搬料

②「日常的に保護者が負担するスポーツ・文化活動に要する経費」とは？

→活動に伴う下記の経費

※ただし部員にかかる経費のみとし、指導者や引率者にかかるものは除く。

- ・ 用具や楽器の購入、修繕にかかる費用（学校所有の用具や楽器は対象外）
- ・ 練習にかかる会場使用料
- ・ 移動にかかる交通費（ガソリン代、公共交通機関料金など）

③大会にエントリーできる人数は15人だったが、応援等のため部員全員20人で大会に参加した場合、大会出場経費に計上できるのは15人分？20人分？

→交通費や宿泊費など部員全員にかかる、保護者が負担する経費については20人分を計上することができる。大会参加費についてはエントリーする15人の保護者で負担するのか、部員全員20人の保護者で負担するのかを明らかにする必要がある。

3 補助額

①部活動を引退した中学3年生も補助金の対象になるか？

→申請時点で部活動を引退した部員であっても、令和8年4月1日以降の活動で保護者が負担した経費について補助金の対象とできる。ただし、保護者が負担した経費が上限額を超えない場合は、負担した金額を補助額とする。

4 交付申請

①交付申請の方法は？

→諫早市電子申請サービスにて、必要事項を入力及びデータを添付することによる。ただし、諫早市の認定を受けている地域クラブ、中学校部活動については、「団体の構成を明らかにする書類」のうち、「規約、会則」について添付を省略できる。

②団体の代表者とは？

→団体の保護者の代表、指導者などから任意の1名を代表者とする。

③交付申請をした後に入部した部員について、追加申請はできないのか？

→申請は1団体につき1回としているため、追加申請は受け付けない。申請時点での部員に対し補助を行う。

④振込先の口座は団体の名義でないといけないのか？

→申請者である団体の代表者名義の口座であれば、団体の名義でなくても良い。

(例) 申請者：●×クラブ 代表者 諫早 花子

口座名義：諫早 花子

⑤電子申請システムでどうやって事業計画書などの書類を添付するのか？

→事前に作成した書類のデータやスマートフォン等で撮影した書類のデータをアップロードすることで添付が可能。

5 交付決定～補助金の交付

①交付決定通知書はいつ、どこに届くか？

→電子申請システムによる申請完了から1か月を目途に、申請時に登録したメールアドレスへ決定通知書を送付する。

②交付請求書はいつ提出すればよいのか？

→①の交付決定通知書と併せて交付請求書の様式もメールにて送信するので、その申請書に代表者の私印（シャチハタは不可）を押印し、学校教育課へ持参または郵送にて提出する。

6 その他

①「収支決算書」には領収書やレシートなどの添付が必要か？

→支出の根拠を明確にする必要があるため、領収書やそれに準ずる支払ったことが確認できるものの写しを添付してください。